

○山梨県警察災害関係業務継続計画の制定について

〔令和4年3月29日  
例規甲（備二危）第63号〕

山梨県警察災害関係業務継続計画

令和4年3月

山梨県警察

## 目 次

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	実施方針	1
第 1 節	業務継続計画の実施方針	1
第 2 節	山梨県公安委員会への報告等	1
第 3 節	公表・周知	1
第 3 節	業務継続計画の対象となる災害	1
第 4 節	想定する災害と被害想定	1
第 1 節	被害想定条件	1
第 2 節	県内震度等	1
第 3 節	被害想定項目	2
第 4 節	具体的被害	2
第 5 節	災害警備計画との関係	3
第 6 節	教養及び訓練	3
第 7 節	点検及び改善	3
第 8 節	適用範囲	3
第 2 章	平素の措置	3
第 1 節	実施体制	3
第 1 節	業務継続実施責任者	3
第 2 節	業務継続実施副責任者	3
第 2 節	業務の分類等	4
第 1 節	業務の分類	4
第 2 節	業務の選定	4
第 3 節	人員計画	4
第 1 節	業務継続人員計画	4
第 2 節	意思決定方法の工夫	4
第 3 節	人員確保の方策	4
第 4 節	勤務環境等の整備	5
第 1 節	業務資料の整理等	5
第 2 節	被害防止措置等	5
第 5 節	庁舎機能、装備資機材等の整備	5
第 1 節	電源の確保	5
第 2 節	物資の確保	5

第3	通信の確保	5
第4	情報管理機能の確保	6
第5	被留置者の食事の確保	6
第6	代替施設の確保等	6
第3章	発災時の措置	6
第1節	計画の発動及び実施	6
第1	業務継続計画の発動	6
第2	大規模災害発生時優先業務の実施等	6
第3	山梨県等関係機関との連携	7
第2節	初動対応	7
第1	安否報告の実施	7
第2	庁舎機能の確保	7
第3	負傷者への対応	7
第4	警察機能の移転	7
第5	時差出勤	7
第4章	業務の復旧	8
第1節	通常体制への復帰	8
第2節	復帰の目標	8
別表第1	業務継続計画一覧表	
別表第2	影響の重大性の評価基準	

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

山梨県において、地震、水害、火山噴火等の大規模災害が発生した場合には、山梨県警察災害警備計画に定めるもののほか、優先的に継続する業務及び治安の確保に必要な業務を的確に継続していくための事項を定めることを目的とする。

## 第2節 実施方針

### 第1 業務継続計画の実施方針

山梨県警察災害関係業務継続計画（以下「本計画」という。）の実施に当たっては、山梨県警察本部及び県下各警察署とが連携を密にして一体的な活動を行うとともに、山梨県等関係機関とも連携し、的確に業務を推進する。

### 第2 山梨県公安委員会への報告等

本計画の実施に当たっては、時期を逸することなく山梨県公安委員会へ報告するとともに、山梨県公安委員会管理の下、その権限に属された事務の迅速かつ適切な実施に努めることとする。

### 第3 公表・周知

本計画は、山梨県警察ホームページに掲載するなど公表し、県民の理解を求めるものとする。

## 第3節 業務継続計画実施の対象となる災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に基づく自然災害が県内で発生した場合であって、かつ、県内において甚大な被害が生じたときであり、この場合、災害の規模等により通常の警察業務を縮小し、又は中断して警察の総合力を発揮し、災害警備実施を推進する必要がある災害（以下「大規模災害」という。）を対象とする。

## 第4節 想定する災害と被害想定

本計画の実施が想定する災害は、山梨県地震被害調査報告書において被害想定が策定されている地震のうち、県全体に大きな影響を与える「東海地震」、これに相当する被害の発生が予想される災害及び富士山火山噴火とする。

なお、被害想定等については、山梨県地域防災計画のとおりとする。

### 第1 被害想定条件

発生日時は、火災発生の危険性の高い冬の午後6時

### 第2 県内震度等

- 1 東海地震では、峡南地域、山中湖村で震度6強、甲府盆地で震度6弱の揺れが観測される。
- 2 首都直下地震では、県東部地域で震度5強が観測される。
- 3 活断層による地震では、釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾

根 丘陵断層地震及び糸魚川・静岡構造線地震がある。

(1) 釜無川断層地震

本県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震  
韮崎市、富士川町及び南アルプス市で震度 7 の揺れが観測される。

(2) 藤の木愛川断層地震

本県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震  
甲州市及び笛吹市で震度 7 の揺れが観測される。

(3) 曾根丘陵断層地震

県都甲府市の近くに位置する活断層による地震  
笛吹市、中央市及び市川三郷町で震度 7 の揺れが観測される。

(4) 糸魚川・静岡構造線地震

本県の西部に位置する活断層による地震

※ 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、  
千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性の  
あ る断層をいう。

4 富士山火山噴火

富士山は日本の中央に位置し、広大な裾野を形成している。その周  
囲 には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規  
模や 影響は、甚大なものになることが予想され、過去の履歴から、噴  
火に伴 うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

本計画が対象とする火山は、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型  
火 山泥流、噴火石、降灰及び降灰後の降雨による土石流で県内に甚大  
な被 害が予想される場合とする。

第 3 被害想定 of 項目

- 1 地震動、液状化、崖崩れ等被害
- 2 建築物被害
- 3 火災被害
- 4 供給施設被害
- 5 交通施設被害
- 6 人的及び社会的機能被害

第 4 具体的被害

- 1 人口密集地において建物倒壊又は降灰により、大量の被災者が発生  
す る。
- 2 道路及び鉄道の被災により、渋滞等の混乱が発生する。
- 3 延焼火災が発生する。
- 4 東海地震の場合は、静岡県等峡南地域からの応援は期待できない。

5 首都直下地震の場合は、東京都も被害が想定され、県東部からの応援は期待できない。

6 それぞれの警察庁舎は震度5強以上の地震に見舞われ、庁舎は利用できるものの一部応急措置が必要であり、固定していない計器、備品等は転倒する。

7 庁舎内の電気は、非常用自家発電装置で供給するが、発電機の規模により供給が制限される。

8 飲料水、トイレ等の水に制限がかかる。

9 震災による負傷、道路損壊及び交通機関の麻痺により、指定された所属へは徒歩、自転車等で移動しなければならない。

#### 第5節 災害警備計画との関係

災害警備計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察の総合力を発揮して、迅速かつ的確な災害警備活動を推進するために必要な事項を定めた計画である。一方、本計画は、大規模災害発生時において優先して実施する業務を定めたものであり、限られた人員を効率的に投入し、真に必要な業務を継続する体制を確保するための計画である。このため、本計画は、警察活動全般にわたる業務を対象としている。

#### 第6節 教養及び訓練

所属長は、本計画について、職員に対し定期的に教養及び訓練を行い、内容を周知させるとともに、訓練を行うに当たっては、勤務時間外等執務に影響のない時間帯に発災した訓練を行うなど、業務継続を速やかに実施できるよう工夫を凝らした訓練を行うものとする。

#### 第7節 点検及び改善

本計画は、県が策定する地域防災計画の変更等により問題点が明らかとなった場合等は、必要に応じて適宜改正を行うものとする。

#### 第8節 適用範囲

本計画は、警察本部各部に適用する。各警察署については、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図るものとする。

### 第2章 平素の措置

#### 第1節 実施体制

##### 第1 業務継続実施責任者

所属長は、所属における業務継続実施責任者として大規模災害発生時に的確に業務継続を推進するため、本計画に定められた業務を行うものとする。

##### 第2 業務継続実施副責任者

本部所属の次席等は、所属における業務継続実施副責任者として大規

模 災害発生時に業務継続実施責任者を補佐し、業務継続実施責任者に事故がある場合は、その業務を代行するものとする。

## 第2節 業務の分類等

### 第1 業務の分類

所属長は、大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ別表第1のとおり分類するものとする。

#### (1) 大規模災害発生時優先業務

##### ア 災害応急対策業務

大規模災害発生時、最優先に行う応急対策業務

##### イ 継続の必要性の高い通常業務

個人生命及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に必要業務であり、一定期間縮小し、又は中断することが、治安や国民生活・経済活動に重大な影響を与えることから、大規模災害であつても災害応急対策業務と平行して継続する必要性が高い業務及び組織の維持に必要最低限求められる業務

#### (2) その他の通常業務

大規模災害発生時に継続することが必須ではなく、一定期間、縮小又は中断が可能な業務

### 第2 業務の選定

所属長は、個々の業務が3日間程停止した場合に県民に与える影響の重大性を考慮し、別表第2の基準に基づきレベル分けを行い、レベルⅠ及びレベルⅡに区分した業務をその他の通常業務とし、レベルⅢからレベルⅤまでに区分した業務を大規模災害発生時優先業務（以下「優先業務」という。）とする。

## 第3節 人員計画

### 第1 業務継続人員計画

所属長は、大規模災害発生時においては、災害警備本部要員（指定参集者）、何らかの理由で参集できない者等を勘案するとともに、定員の約6割の職員で業務を行うものと想定し、優先業務を遂行するために必要な人員等の把握及び配分方策について検討するものとする。

### 第2 意思決定方法の工夫

所属長は、意思決定の迅速化を図るため、決裁の簡略化のほか、実施責任者等が災害対応、参集不能等により在庁が困難な場合等に備え、電話、FAX等による意思決定が可能な事項を検討するものとする。

### 第3 人員確保の方策

#### 1 安否確認の方法



所属長は、安否確認の集約方法として、電話、メール及び参集者カードを活用した集約が速やかに行えるよう教養・訓練を実施するものとする。

## 2 徒歩、自動二輪車等による出勤

大規模災害発生時における渋滞及び公共交通機関の不通に備え、本計画の実施時は、徒歩、自転車、原動機付自転車又は自動二輪車による出勤とする。

### 第4節 勤務環境等の整備

#### 第1 業務資料の整理等

所属長は、大規模災害発生時において、限られた人員で本計画を効果的に実施するため、次の措置を行うものとする。

##### (1) マニュアル等の整備

担当職員以外の職員でも優先業務の遂行が可能となるよう関係資料、マニュアル等を整備するものとする。

##### (2) 業務内容等の精査

限られた人員で効率的に優先業務の遂行が可能となるよう業務内容や作業手順の精査に努めるものとする。

#### 第2 被害の防止措置等

所属長は、大規模災害発生時における職員の負傷等の被害を防止するため、職員に対する防災教養及びロッカー、テレビ等の転倒防止措置を執るとともに、非常用電源コンセントの位置を明確にするなど職場環境の整備に配慮するものとする。

### 第5節 庁舎機能、装備資機材等の整備

#### 第1 電源の確保

所属長は、電力供給の停止に備え、優先業務の遂行に必要な発動発電機、各種照明機器等の確保及び燃料補給手段の確保に努めるものとする。

#### 第2 物資の確保

所属長は、保有する食料、飲料水、事務用品、装備資機材、燃料等を点検・整備し、非常時優先業務の遂行に必要な物資の準備に配慮するものとする。また、保有物資の不足に備え、関係業者との申合せ等のほか、職員個々による食料、着替え、運動靴、懐中電灯等の必要な物資の確保に努めるものとする。

#### 第3 通信の確保

##### 1 情報通信部との連携

所属長は、有線電話、携帯電話等の通信の途絶に備え、関東管区警察局山梨県情報通信部と連携し、迅速かつ的確な指揮命令や現場の状

況把握に必要な通信手段の確保、通信施設の整備等に努めるものとする。

## 2 複数の情報通信手段の確保

所属長は、災害情報等の連絡、職員の安否確認等を行うため、複数ルートでの通信連絡手段の確保に努めるものとする。

## 第4 情報管理機能の確保

警務部情報管理課長は、システム責任者として、K A I システムを運用する担当職員の不在に対応した体制を確保するとともに、大規模災害発生時における各種システムの保守・復旧に係る関係事業者等との連絡体制を整備するなど、障害の対処体制を確保するものとする。

## 第5 被留置者の食事の確保

留置業務管理者は、被留置者の食事の契約業者に対し業務継続についての協力を要請する。また、当該契約業者が業務を継続することが困難になった場合に備え、被留置者の食料等を備蓄しておくものとする。

## 第6 代替施設の確保等

所属長は、警察庁舎が使用不能となった場合に備え、代替施設の確保及び当該施設までの移動手段、輸送が必要な物品、書類等について検討するものとする。この場合において、機能移転先となる代替施設については、通信設備、電源等が確保されている警察施設を優先する。

## 第3章 発災時の措置

### 第1節 計画の発動及び実施

#### 第1 業務継続計画の発動

山梨県警察災害警備計画（令和4年3月29日付け、例規甲（備二危）第60号）に定めた警察本部長を長とする災害警備本部甲号（以下「県警備本部」という。）が設置された場合は、本計画の発動について協議する。この場合において、協議するいとまがないときは、警察本部長が決定する。

#### 第2 優先業務の実施等

##### 1 優先業務の実施

所属長は、本計画の発動を受けたときは、本計画に基づき、速やかに業務を縮小し、又は中断して優先業務を実施するものとする。

なお、優先業務の実施に当たっては、参集した職員をあらかじめ決められた優先度を踏まえ、優先業務に配置するものとし、災害応急対策業務に当たる人員を配置するため、継続性の必要性が高い通常業務の遂行が困難になるおそれがある場合は、県警備本部と必要な調整を行うものとする。

## 2 その他の通常業務への対応

所属長はその他の通常業務であっても緊急に対応する必要が生じたときは、人員配分を調整し、適切に対応するものとする。また、人員の配分が可能であれば、あらかじめ定められた業務開始時期を前倒しして業務を開始し、出来る限り早期の業務再開に努めるものとする。

## 第3 山梨県等関係機関との連携

本部関係所属長は、本計画の実施に当たっては、警察庁との連絡及び調整や県市町村、消防、自衛隊及びライフライン事業所との連携を強化し、優先業務を遂行する。

### 第2節 初動対応

#### 第1 安否報告の実施

##### 1 職員による安否報告

職員は、自己及び家族の安否、参集の可否等について速やかに所属長に報告するものとする。この場合において、電話、メール、災害伝言ダイヤル、災害用伝言板若しくは参集者カードを活用した所属長への報告又は最寄り警察署を経由して報告するなど、あらゆる手段を活用し、安否報告を行うものとする。

##### 2 本部への報告

所属長は、職員による安否報告を確認・集約し、県警備本部に報告するものとする。

#### 第2 庁舎機能の確保

警察庁舎が損壊した場合において庁舎管理責任者は、損壊の程度を勘案し、必要に応じて危険箇所への立入制限を決定するとともに、職員及び一般来庁者にも分かりやすいよう明示するものとする。

#### 第3 負傷者への対応

所属長は、職員及び来庁者の負傷に備え、平素から応急救護に必要な救護用品を確保するとともに、負傷者があったときは、速やかに医療機関への連絡、搬送等を行うものとする。この場合において、混乱等により医療機関が対応できない場合は、処置要領等を聴取するなどして、必要な応急救護をとるものとする。

#### 第4 警察機能の移転

所属長は、警察庁舎が使用不能となった場合において、代替施設に機能移転を決定したときは、県警備本部に報告するとともに、職員及び来庁者へ周知するものとする。

#### 第5 時差出勤

所属長は、大規模災害発生時には、公共交通機関の不通、道路損壊等

による走行不能等の理由から、必要に応じて勤務の開始時刻を変更するなどして、通勤における職員の負担を減らすための措置を講ずるものとする。

#### 第4章 業務の復旧

##### 第1節 通常体制への復旧

所属長は、職員の出勤状況、優先業務の実施状況等事態の推移に応じて人員配分を調整するなど、早期に通常体制へ復旧させるものとする。

##### 第2節 復旧の目標

所属長は、その他の通常業務については、4日間を目標に、順次復旧に努めるものとする。

業務継続計画業務一覧表

種別		
災害応急対策業務		○大規模災害で新たに発生するもの ○大規模災害で業務量が増加するもの ○大規模災害で緊急の対応を要するもの
継続の必要性の高い通常業務		○災害初動対応中でも大幅な縮小ができないもの ○組織の維持に必要最小限求められる業務
各課共通優先業務	職員の招集・参集に関する事	
	職員及び家族の安否確認に関する事	
	本庁及び管区局への報告・連絡体制の確立に関する事	
	県下各警察署への指示・情報収集・連絡体制の確立に関する事	
部門	種別	業務内容
総務室	災害応急対策業務	県民への情報伝達に関する事
		公安委員会の会議に関する事
		公安委員会の庶務・報告に関する事
		庁舎管理（被害調査、復旧）に関する事
		必要物品の確保に関する事
		備蓄食料の管理・配付に関する事
		大量の遺失・拾得物への対応に関する事
	継続の必要性の高い通常業務	県民への情報伝達に関する事（災害関連情報を除く）
		警察安全相談に関する事
		予算、決算及び会計に関する事
		国有・県有財産及び物品の管理に関する事

警務部	災害応急対策業務	当直体制の確認・確保に関すること
		車両・警察装備品等の支援に関すること
		入校者（県警察学校を除く）の運用に関すること
		留置管理に関すること
		警察職員の救護に関すること
		通信資機材の支援に関すること
		情報システムの機能の確認及び回復に関すること
		災害警備活動に必要なデータベースの構築等に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	至急の対応を要する所管法令に関する擬律判断・質疑応答に関すること
		個人情報の保護に関すること（災害に関連する連絡・調整・指導）
		職員の人事その他庶務に関すること
		特異事案報告時の対応、処分等の協議に関すること
		情報システムの管理・運用に関すること

生活安全全部 継続の必要性の高い通常業務	災害応急対策業務 防犯ボランティア等による自発的支援等の連携に関すること
	銃砲刀剣類所持等取締法（26条の事務に関することに限る）の施行に関すること
	警察通信指令に関すること
	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること
	犯罪予防一般に関すること
	酩酊者、家出人、迷子、その他応急の救護を要する者の保護に関すること
	警備業に関すること
	地域警察官の行う街頭活動に関すること
	鉄道警察隊に関すること
	警ら用無線自動車、警察用船舶の運用に関すること
	水難、山岳遭難その他の事故における人命救助に関すること
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止及び被害少年保護に関すること
	少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
	火薬類の運搬及び取締りに関すること
	高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関すること
	重大サイバー犯罪に関すること
	サイバーテロ発生時の連携に関すること
	銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関すること
	公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること
	保健衛生関係事犯の取締りに関すること
	経済関係事犯の取締りに関すること
	部内の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること
	警察通信指令に関すること（災害対策に係るものを除く）

<b>刑事部</b>  <b>継続の必要性の高い通常業務</b>	<b>災害応急対策業務</b> 広域緊急援助隊（刑事部隊）の派遣・受援及び運用等に関する事 県民への情報（災害における刑事部関係）伝達に関する事 検視及び身元確認(引き渡し等)に関する事 留置被疑者の捜査方針等の策定に関する事（検察庁との連携） 災害に係る身元確認業務（DNA鑑定による）に関する事
	県民への情報（刑事部関係）伝達に関する事（災害関連情報を除く） 社会反響が大きく警察本部の指導・調整が必要となる犯罪に関する事 暴力団対策に関する事 薬物銃器事犯の取締りに関する事 外国人による組織犯罪の取締りに関する事 国際的な犯罪捜査に関する事 犯罪収益移転防止法に関する事 各種照会業務の運用に関する事 犯罪鑑識に関する事 鑑定の囑託に関する事



交 通 部	災 害 応 急 対 策 業 務	県民への情報（交通情報及び運転免許関係を除く）伝達に関すること
		交通対策の総括に関する業務の調整に関すること
		広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣・受援及び運用等に関すること
		緊急交通路の指定に関すること
		交通管制センターの運用に関すること
		高速道路における交通対策に関すること
	継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	交通関係機関・団体との連絡調整に関すること
		交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪捜査に関すること
		交通情報に関すること
		警衛・警護に伴う交通対策に関すること
		広域又は大規模な交通規制・管制についての連絡調整に関すること
		交通管制システムの維持管理に関すること
		特定非常災害の被害者の権利の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置に関すること
		運転者管理システムの運用に関すること
高速道路における交通対策に関すること（大規模災害に伴って生じるものを除く）		

警備部	災害応急対策業務	災害警備本部の設置・運営に関すること
		山梨県の災害警備本部への職員派遣・連携に関すること
		現地災害警備本部等への職員派遣・連携に関すること
		広域緊急援助隊（警備部隊）の派遣・受援及び運用等に関すること
		警察用航空機の運用に関すること
		県民への情報（災害関係）伝達に関すること
		ボランティア等による自発的支援等との連携に関すること
	継続の必要性の高い通常業務	警備犯罪の取締りに関すること
		「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関すること
		警備情報の収集・分析に関すること
		県民への情報伝達に関すること（災害関連情報を除く）
		警衛・警護に関すること
		大規模警備の実施に関すること
		重要施設に対する警戒警備の調整等に関すること

<b>通信部</b> <small>業務の必要に応じて高い運用業務</small>	<b>災害応急対策業務</b> 通信手段の機能、回復等通信の確保に関すること
	幹線通信の確保のための応急措置に関すること
	機動通信隊の運用に関すること
	警備・捜査等の通信運用の実施等に関すること
	警察通信施設の重要障害への対応に関すること

別表第 2

## 影響の重大性の評価基準

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程		業務開始目標	区分
		社会的影響	行政対応評価		
レベルⅠ	軽微	社会的影響はわずかにとどまる。	ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしても許容可能な範囲である。	おおむね 4 日以降	その他の通常業務
レベルⅡ	小さい	若干の社会的影響が発生する。	大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。		
レベルⅢ	中程度	社会的影響が発生する。	社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人は許容可能な範囲であると理解する。	3 日以内	大規模災害発生時優先業務
レベルⅣ	大きい	相当の社会的影響が発生する。	社会的な批判が発生し、過半の人は許容可能な範囲外であると考ええる。	2 日以内	
レベルⅤ	甚大	甚大な社会的影響が発生する。	大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考ええる。	1 日以内	